

京都市告示第 89 号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という）第46条第1項の規定による，地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので，その旨を同条第3項の規定に基づき，告示し，計画書を縦覧に供します。

平成24年6月1日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

先斗町まちづくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成24年6月1日 第協002号

3 地域景観づくり協議地区の名称

先斗町区域

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市中京区橋下町，若松町，梅之木町，松本町，柏屋町，材木町，下樵木町，鍋屋町，石屋町の一部

5 景観の保全及び創出の方針の概要

先斗町まちづくり協議会の活動を通じて，先斗町境界の本来の町並み景観の特性を見出し，現状の問題点を議論し，改善の方法を先斗町町式目に定め，それを運用することで先斗町の町並みを維持し保全する

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成24年6月1日から（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）